

■ 景観形成重点地区のデザインガイドライン チェックリスト (屋外広告物)

項目	デザインガイドライン	歴史的景観形成重点地区					まちなか景観形成重点地区		沿道景観形成重点地区					配慮事項
		奈良町		西の京	薬師寺周辺	柳生の里	JRR奈良駅周辺	近鉄奈良駅周辺	大宮通り	三条通り	県道木津橋出線	一般国道20号	広域幹線	
		なすのり	きたまち											
共通	・自家用以外の広告物は、設けないこと。	○	○	○	○	○								
	・道路境界線を越えて掲出しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・大きさは、建物と調和を図ること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・集合化デザインを用いるよう努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・色彩は、奈良市屋外広告物条例による色彩基準(別表3参照)に準拠し、黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度については、2ポイント下回ること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、建物の色彩基準と同系色とする等、景観と調和する色彩を用いること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・文字や抽象化したイラストのみとし、写真や繊細なイラストは表示しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに持ち込むよう努めること。	○	○	○	○	○					○	○		
屋外広告物	・区域のにぎわいの創出のための広告物については、トータルデザインを図り、期間限定で掲出すること。													
	・屋上広告物は掲出しないこと。 やむを得ず掲出する場合は、南北面のみビルの名称管理上のものに限る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	・屋上広告物は掲出しないよう努めること。										○	○	○	
	・切文字形式とすること。 やむを得ず広告板形式とする場合は、地色は周辺環境と調和する色彩(外壁と同系色、若しくはベージュ、グレーなど白に近い薄い色か、黒、濃紺、濃茶等)とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・突出し形式は設置しないこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・窓のガラス面(内外とも)へは掲出しないこと。 やむを得ず設置する場合は、1.2階部分の窓のガラス面については外側からの掲出のみ認める。 但し、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	・窓のガラス面(内外とも)へは掲出しないよう努めること。										○	○	○	
	・建物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は掲出しないようにすること。ただし自己用は除く。										○	○		
	・動画を表示するもの、点滅や回転(警告用は除く)するものは設置しないこと。 やむを得ず設置する場合は、地盤面からの高さは6m以下とすること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(※3) 商業地域を除きます。

